

26年度D031207  
保存種別 第2種  
熊交規第440号  
平成26年8月22日

「交通規制基準」の一部改正について（通達）

交通規制を実施する場合の標準については「交通規制基準」（平成23年2月4日付け警察庁丙規発第3号、丙交企発第10号）により示されているところであるが、このたび、規制標識「環状の交差点における右回り通行」の新設に伴い、「環状の交差点における右回り通行」に係る基準を追加するとともに、自転車道における自転車交通の整序化を図るため、「自転車の一方通行」に係る基準を設け、交通規制総則及び道路標識等設置・管理基準総則の関係部分につき、所要の修正が行われた。

各所属においては、今後、原則として別添「交通規制基準」に準拠して交通規制を実施することとなるので誤りのないようにされたい。

なお、本通達をもって、旧通達（平成23年2月23日付け、熊交規第181号）は廃止する。

※ 別添「交通規制基準」については、警察庁ホームページをご覧ください。